

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年2月16日(月) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 田熊 享子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☐ 欠席☒

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 野坂 雅司 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 時廣 浩二 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席☒ 欠席☐

書記 松本 尚樹 出席☒ 欠席☐

書記 松元 雄大 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

田布施町農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

会 長

南 一 成

署名委員

重 志 陽

署名委員

福 本 卓 雄

議長 ただ今から、令和8年第2回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に福本委員と重森委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 地域計画の変更に係る意見聴取について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号3をご覧ください。申請地は、役場より南東約1.4kmに位置する第2種農地です。位置は3条-1で示しています。

取得目的については農地維持で、利用計画については、果樹中心とした畑地利用です。

また、申請地は既に耕作放棄地で、太陽光発電設備の計画が浮上していることから、譲受人が環境保全としての目的も含め、今後、地質改善しつつ耕作を目的として取得するものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 ここは以前、私たちが作っていた田んぼになります。最後には放棄してしまっただんですが。もう10年以上前から、手前の〇〇と〇〇については、木が植えられた状態です。ただ、現在は枯れています。そういう状態になっていて、田んぼというふうな格好にはなっているんですけど、現況は田んぼではありません。そして、そこを利用してその奥の〇〇さんという所の土地を以前

買い取られて太陽光発電設備にする計画が、申請地を通して工事をするという計画があったと思うんですけど、全然進んでおりません。畑にされたら、そこ通れなくなるんじゃないかと思うんで、ちょっと心配な部分もあるんですが、その辺どうなっているのかちょっとお聞きしたいな、と思っています。

重森委員 申請人から聞いたんですが、きちんと維持管理をするとの話を受けています。

議長 先ほどの質問、事務局なにかありましたら。

事務局 はい、通り道についてなんですが、今回申請地の北西側に法定外公共物の赤線がついてはおりますので、そちらから行くことはできます。ただ、時廣委員心配されていることがあると思いますので、そちらについては、いわゆる地役権ですね、通行権のようなものは双方の合意の上で設定ができると思いますので、その件については申請者のほうに後ほど、申請地の奥側の畑などに入りたいとかそういう話は出てくると予測されるため、対応をお願いしたい旨を伝えます。ただし、赤線がついてはいますので、最低限の通行は可能です。

時廣委員 以前、ここは細すぎて困難だから通してもらう、という話にして申請します、という話だったと思うんですよね、この、太陽光の。

ですので、この辺まだ太陽光何もできてないのにどうされるのかな、とちょっと気になったので、質問させていただきました。

議長 わかりました。そういうことで、新しく購入されて農地維持管理をされる方については、そういうことがあるよ、ということをひと言申し添えておきたいと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5と6を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南東約1.1kmに位置する第2種農地です。位置は5条-1で示しています。

転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 ここは以前、田んぼとしてかなりきれいに整備されている状況でした。気になったのが、水路が途中にあるのを、どういうふうに避けて進入されるのかなと思いました。以上です。

重森委員 ありません。

議長 今の水路関係について、事務局何かありますか。

事務局 計画では水路側ではなく〇〇側から工事時に進入するようになっております。ページ番号で言うと6の、利用計画図の囲みである部分の右上のほうに進入路と記載されているのですが、そちら側に道が、細い道ですけどついているので、そちらから進入されるということで、計画されております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7と8を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西役3.5kmに位置する第2種農地です。位置は5条-2で示しています。

転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

田熊委員 こちらは道路と川に挟まれた所でして、周りに農地も田んぼもありませんので問題ないと思います。

議長 西本委員から何か聞いていらっしゃいますか？事務局どうですか。

事務局 田熊委員と同様の理由で、特に問題ないということでは聞いております。

議長 この近くには、太陽光発電も最近できて完成してますよね。

田熊委員 はい。

議長 そういうことで、農地として利用困難ということ、そういうことになっているみたいですね。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号 9 と 10 を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より東約 1.2km に位置する第三種農地です。位置は 5 条－3 で示しています。

転用目的については、所有権移転で資材置場で、利用計画については、大型車両 5 台、回転場及び物置です。

譲受人は、土木建築・運送業等を行う法人で、現在、下松市に資材置場を保有していますが、県東部での事業拡大を展開するため、申請地を新たに資材置場として利用するものです。

また、譲渡人の先代が以前より無断で一部埋め立てや物置を設置していたため、譲渡人より始末書の提出がありました。

以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地の周りにつきましては、休耕田ですので、別に問題はないと思います。一つ質問なんです、〇〇に建てられている倉庫ですね、〇〇との境で、もう作られて 3、40 年は経っていると思うんですが、その倉庫の税金はどうなってますか？

議長 事務局、何かわかりますか？

事務局 すみません、税金のことについては事務局で把握はしておりませんが課税が関連することだとは思いますが、そういう漏れがないように、税務課のほうには改めて情報提供しようと考えています。

塩田委員 境なんで、税務課多分〇〇じゃないかと思うんで、見逃してるか、そのまま残ってるんじゃないかと思うんで、税務課のほうと話し合ってください。

事務局 わかりました。ありがとうございます。

南委員 私も…この丁度、〇〇の所の直線なんです、この図面の上、南側がですね、道から上が〇〇なんです。道から下が〇〇なんかな、ちょっとその

辺ややこしいということで、そういうことがあるかもしれませんので、事務局のほうから税務課のほうに、一応確認してもらう、ということで。この申請については一応問題ないということで、私も理解しております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号3番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 地域計画の変更に係る意見聴取について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 別にホッチキス留めしてある右上に枠書きで別添と記載のある資料をご覧ください。

本計画については、令和5年4月1日の法改正に従い、これまでの「人・農地プラン」に代わり令和7年3月28日に策定されました。

この度、概ね1年が経過しますので定期変更更新を行うもので、農業委員会のほか県、農地バンク、JA、土地改良区に意見聴取されます。

主な変更点は、頭紙に赤で囲んでおりますとおりで、既に農業委員会総会で承認されている事項について、軽微な追記変更するものです。

その他については、大きな変更ございませんので省略させていただきます。

以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 それでは、他に質疑がなければ議案第3号は『意見なし』とさせていただきます。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和8年第2回田布施町農業委員会総会を閉会します。

